

令和7年度

保育士になりたい
あなたを応援します！



保育士修学資金 貸付のご案内



貸
付
額

月 額

5万円以内

160万円以内

無利子で貸付け

借入期間最長2年の限度額

入学／就職準備金

各20万円以内

令和7年度より就職準備金のための貸付もあります。
4年制の場合は4年時に、2年制の場合は2年時に貸付になります。

対 象 者

- ☆ 保育士の資格取得を目指し、
指定保育士養成施設（以下養成施設）に
在学されている方（※1・2）
- ☆ 卒業後山口県内の保育所等（※3）で保育士
として従事しようとする方

返 還 免 除

- ☆ 養成施設卒業後、山口県内の保育所等
（※3）で、保育士として児童の保護等
に5年間（※4）従事した場合、返還が
全額免除されます！

- （※1）・山口県外出身者であっても、卒業後保育士として山口県内の保育所等において従事する意思があれば対象となります。
- （※2）・職業訓練生等の方は対象となりません。
- （※3）・裏面参照
- （※4）・中高年離職者又は過疎地域内等で従事された方は3年間

提 出 期 限

令和7年(2025年)7月31日(木) 必着(※)

(※) 養成施設から山口県社会福祉協議会への提出期限です。

- ご案内には概要を記載していますので、保育士修学資金貸付実施要綱、様式等は山口県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。



申請書提出・問い合わせ先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

山口県福祉人材センター（保育士修学資金担当） ☎ 083-902-2355

〒754-0041 山口市小郡令和1丁目1番1号 KDDI 維新ホール3階

● ホームページ <https://yamaguchi-fjc.jp> 山口県福祉人材センター

検索



貸付申請の手続き

■申請は、**養成施設を通じて貸付申請書**（実施要綱別記第1号様式）に次の書類を添えてお申し込みください。

- (1) 養成施設の長の推薦書（実施要綱別記第2号様式）
- (2) 誓約書（実施要綱別記第3号様式）
※連帯保証人（日本国内に住所を有すること）が必要です。申請者が未成年者であるときは、申請者の法定代理人となります。ただし、保証人として適当である法定代理人がいなかったときはこの限りではありません。
※本人と連帯保証人が連署、押印（連帯保証人は実印とし、印鑑登録証明書（申請日より3か月以内発行）を添付）し、収入印紙（200円）を貼り、右側に申請者、左側に連帯保証人の割印を押印してください。
- (3) 世帯全員（申請者及び申請者と同一生計にある者全員、以下同じ。）の住民票の写し及び世帯全員の前年の所得証明書（いずれも申請日より3か月以内発行、コピー不可）
- (4) 中高年離職者（離職後2年以内に養成施設に入学し、入学時45歳以上の方）の場合は、離職を証明する書類（事業所の離職証明等）
- (5) 社会福祉法人山口県社会福祉協議会会長が申請書の審査等に特に必要があると認めるときは、必要と認める書類

貸付決定の解除及び休止

■次のいずれかに該当する場合は、貸付決定を解除することになります。（貸付金の返還事由に該当し、返還を開始することになります。）

- 退学したとき。 ○心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。（留年も該当） ○修学資金の貸付を辞退したとき。
- 死亡したとき。 ○その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

■次のいずれかに該当する場合は、貸付を休止することになります。 ○休学又は停学の処分を受けたとき。

貸付金の返還

■次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。返還期限までに返還できない場合は、年3%の延滞利子がつきます。（返還する金額は、継続して従事された期間等の状況によって一部が免除される場合があります。）

- 修学資金の貸付を解除されたとき。
- 死亡したとき、又は心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。（業務従事中を除く。）
- 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として山口県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しなかったとき。
- 山口県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しなくなったとき。
※返還期間は、返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付を受けた期間の2倍の期間以内です。
※返還方法は、月賦の均等払いによります。なお、繰り上げ返還や一括返還もできます。
※猶予期間について…災害、疾病その他やむを得ない事由があるときは、猶予期間を設けることができます。



貸付金の返還免除

★全額免除

卒業後、1年以内に保育士登録を行い山口県内の保育所等（※3）で、保育士として児童の保護等の業務に従事し、引き続き5年間（※4）従事した場合等は、貸付金の返還が免除されます。

※4 中高年離職者又は過疎地域内等で従事された方は3年間

★一部免除

山口県内の保育所等で、保育士として児童の保護等の業務に引き続き2年以上従事した場合、その勤務期間に応じて一部免除されることがあります。

- 注①災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（産休・育休含む）により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。ただし、当該業務従事期間には算入しません。復帰後から残りの従事期間を算入できます。
- 注②従事する事業所の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入します。

■※3 保育所等とは

区 域	施 設 種 別	
山 口 県 内 施 設	保育所（公立を含む）	
	認定こども園	
	保育所以外の児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター）	
	児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設	
	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設	
	地域型保育事業	家庭的保育事業
		小規模保育事業
		居宅訪問型保育事業
		事業所内保育事業
	病児保育事業	
	乳児等通園支援事業	
	特例保育（離島その他の地域）	